

5月中旬頃より広報等の一部活動の実施が困難となっていた件のご説明

2022年12月31日

今年5月中旬頃より現在までの間、特定非営利活動法人ウィークタイ(以下、当法人)では、広報活動を中心とした一部の活動が困難な状況となっておりました。

この度、このような事態に至った理由やこの間の経過につきまして、当法人として正式にご説明をさせて頂きたく、本書面をリリースさせて頂きました。

1. 概要

2021年度末頃より、居場所事業の参加者であったAさんから、当法人代表の泉翔に対して、つきまといや性的嫌がらせ、誹謗中傷、暴行などの複数の行為が徐々にエスカレートしていくという事態が生じておりました。また当法人自体にも複数の業務妨害にあたる行為がありました。これらの件につきまして当法人では、外部の心理士や弁護士等を交えた複数の専門家と連携しながら、Aさんに対して話し合いをベースとした様々な対応を行ってきました。しかしながらAさんの行為は次第に苛烈なものとなり、最終的には刑事事件にまで発展することとなってしまいました。

この間、所轄警察署の生活安全課防犯係(ストーカー担当)からは、関係者の身の安全のために、事業の広報を自粛することや、事業所のひとつである「とよなかりレーションハウス」の移転を考えること、また代表理事泉翔については居住地の転居を考えるよう再三にわたって指導を受けるという状況にありまして、とても以前通りには各種事業の実施が困難な状況となっていたという次第です。

本書面をこのタイミングでリリースすることになりましたのは、弁護士や心理士等の外部専門家からの助言をもとに、刑事事件と並行して大阪地方裁判所に申し立てを行っていましたが保全処分の手続きが12月23日付けで全ての内容で認められ、Aさんに対して「今後は泉翔に対して連絡を取らないこと、また誹謗中傷をしないこと」、「ウィークタイの事業所に押し掛けないこと、また活動に参加しないこと」、「ウィークタイの参加者に対し、連絡をしたり嫌がらせ行為を行ったりしないこと」といった内容を命じる処分が下されることとなったためです。またこの手続きの中でAさんご自身も当方側の申立て趣旨を認め、争わず、今後は近づくつもりがないことを書面にて示されておられます。

当法人といたしましては、このタイミングを持ちまして、ウィークタイの活動を以前の通り再開するとともに、参加者やご協力を頂いている関係者の皆さまへ、この間に起こっていた事の内容やその経緯についてのご説明をさせて頂きたく、この度本書面を公式に発表させて頂く運びとなりました。

なお当法人の本件に関する今後の対応といたしましては、並行している刑事事件の捜査

に協力をするとともに、こちらも並行をしておりますAさんが当法人から盗み取った現金や撮影機材の返還、ないし各種の被害についてその損害額弁済等を求めた民事訴訟の判決を待たせて頂きます。これらの対応は当法人の主たる活動に影響を及ぼさぬよう、法人内に設置しました問題対応グループが主体となり、2名の弁護士が代理人となって進めてまいります。

なお当法人はAさんに対し、生じた全ての損害の金銭的な補償や社会的な制裁を求めているものではありません。詳細は進行中の事件につき控えさせていただきますが、Aさんが反省し、今後同様の行為を絶対に重ねられないことがしっかりと確認でき次第、異なる対応を準備している事も付記させていただきます。

またこの件につきましては、Aさんのプライバシーがございましたので、本書面においても経緯の全てをご説明するわけではないこと、また繰り返しとなりますが、現時点において刑事捜査及び民事訴訟の途上にあることから、ここではお伝えできないことがあることも、あらかじめご了承下さい。

また先んじてになりますが、今後の活動につきましては、参加者やスタッフの安全を最優先に、所轄警察署とも相談の上で、以前通りの実施を目指して再開していく予定です。

2. 参加者 A さんについて

居場所事業に参加されていた A さんについて簡単にご説明をさせていただきます。A さんは昨年度当法人が豊中市内において実施した居場所事業に 50 回程ご参加されておられた方です。またその中で代表理事の泉翔が A さんからの相談を受けるようになり、当法人の相談対応業務としても関わりを持っておりました。またそれに関連して A さんからの要望があり、ご本人の経済的な事情を考慮し、謝金をお支払いする形で当法人の広報や事務方の手伝いをして頂いてもおりました。

このような中で A さんは、当法人に対して、以下の行為を重ねられていたことが判明しております。

- ・ 他人への支払いのために用意した謝金(現金)の横領
- ・ その返還請求に対しての暴行を伴う拒否ならびに未返却
- ・ 貸与した撮影機材一式の未返却
- ・ 居場所における酒類を含む複数回の飲食費の未払い
- ・ 複数回の参加費の未払い
- ・ 居場所参加者に対しての暴言や加害行為
- ・ 居場所事業の実施を中止せざるを得なくなる脅迫様の行為

当法人としては一部の事柄につきましては、把握した時点より事態を重く捉え、毅然とした対応を取るべきではないかと考えておりました。しかしながら泉翔の「まずは話を聞き、対話で解決を探るべきだ」との強い意向を受ける形で、これら A さんの行為については、発生時点より話し合いによる方法で問題解決を模索しておりました。

また A さんからは、手伝いをして頂いていた業務の担当者に対して「気に食わない」との理由から、担当者を泉翔へ変更するように求める要望などがあったことから、基本的には A さんの対応は全て泉翔に一任する事としておりました。

また当法人は、第三者への聞き取りや内部記録をもとに、A さんが泉翔個人に対して、下記の言動ないし行為を行っていたことを確認しております。

- ・身体をさわる(泉は強迫性障害の不潔恐怖で人に触れられるのが極度に苦手です)
- ・髪の毛を触る、頭をたたく
- ・性的な言葉をかけたり性的なジェスチャーをする
- ・抱きつく
- ・暴言を吐く
- ・唾をかける
- ・要求が飲まれなければ自傷や他害をすると脅迫する
- ・コップの水をかける
- ・自分の飲食した会計を支払わない
- ・泉翔の妻の傘を盗む
- ・人通りのある路上で泉を指し「この人に襲われます、助けて下さい」と叫ぶ
- ・泉翔の知人や行政関係者、助成金関係者に対して泉翔の誹謗中傷をする
- ・現金を要求する

当法人では、この内の一部については、目撃者への聞き取りから泉翔が複数回同様の行為をされていたことを確認しております。ただし泉翔自身はこのような事態が当法人理事会の知るところになった当初、理事会からの聞き取りに対して、「自分の口からは話したくない」とか、「これらを自分は被害と捉えて対応したくないので、今は問題化しないで欲しい」との旨話をしておりました。当時の理事会としては、あまりに複数の被害を受けていながら泉翔が頑なに問題化することを拒むため、何らかの脅迫を受けているのではないかと考えその確認をした上で、泉翔の意向に応じた対応を取りました。

しかしながら、これらの迷惑行為を放置することは A さん自身のためならず、対応方法としても不健全であるとの一貫した考えを、泉に対しては度々指摘をしてきております。しかしながらこの間、泉翔はこれら A さんの行為を問題化することなく、何ら具体的な対応を取らなかったことも付記させていただきます。

3. 諸問題の表面化

このように A さんは、当法人や泉翔に対して様々な迷惑行為を繰り返されてきました。それが昨年度末から今年度初めにかけて、いよいよ他の参加者を巻き込む形の事態になり、A さんに対して何らかの措置を取らざるを得ない状況へと進んでいきました。

具体的な内容は他参加者のプライバシーに関わるため伏せさせていただきますが、当法人としては、A さんが他参加者へ行った加害行為について、反省ができず繰り返す以上は今後の参加を認めることはできず、出入り禁止の措置を取らざるを得なくなりました。

この決定内容は泉を通じ、5月13日に A さんへ伝えさせて顶きました。しかしながら A さんはこれを受け入れず激怒し、泉翔に対して怒りを向け、自分が参加できないのであれば居場所自体が無くなった方が良くであるとか、無理やりにでも居場所に来る旨を宣言して会話を一方的に終えられました。その後、泉から報告を受けた理事数名で検討を行い、参加者の安全のため、予定していた居場所事業は全て一旦中止とすることを決定しました。

この中止決定の同日に A さんは、当法人が管理する施設「とよなかりレーションハウス」の最寄り駅まで来られ、当時理事であった足達龍彦氏を個別に呼び出し、「泉翔からセクハラを受けた」との抗議を伝えられました。この時点をもって初めて、A さんと泉翔、ないし当法人の間で生じていた諸問題の全体像が理事会全体で共有されていくこととなりました。

なおこれは後程にも書かせて頂きますが、事実関係の調査を進めた結果、A さんがここで出した「泉翔からされたセクハラへの抗議」に記載の内容につきましてはその事実を確認することが出来ず、当法人は参加停止措置を伝えた泉翔に対しての意趣返し、ないし誹謗中傷であると判断をしております。またこの度の大阪地方裁判所による保全処分においても、私どもの申し立ては全てが認められております。

4. 表面化した問題への当法人の対応

A さんによる「泉から受けた」とされるセクハラへの抗議は、タイミング的に A さんへ「居場所への参加の禁止」を告げた泉翔に対する怒りからの誹謗中傷、ないし意趣返しを強く感じさせるものでしたが、理事会ではセクハラへの抗議はしっかりと受け取り、被害を訴えた方に対する通常通りの対応を取りました。

具体的には同日中に直ちに対応のための臨時理事会を招集し、臨床心理士の資格を持つ千葉大学の西井開氏、また相手方の指定した理事である足達龍彦氏の計2名に、A さんのケアと事情の聞き取りを依頼・指示しました。西井氏及び足達氏は実際に、A さんの求めに応じる形で随時、時間や期日の制限なく、何度でも話を聞くという対応を行いました。

なお最終的に西井氏と足達氏からは、A さんから事実関係の把握に必要な日時や状況等の具体的な内容の話は示されなかった旨の報告を受けております。

また以下は補足になりますが、前述の西井開氏には当法人の2021年度事業検討委員としてもお力をお借りしており、セクハラ問題への対応のみならず、臨床心理士としての立場から、従前よりAさんの迷惑行為に対しての対応を頂いておりました。その中で当法人は西井氏からAさんについて、

- ・境界性パーソナリティ障害の疑いが非常に高いと見立てている旨
- ・ゆえに専門的な対応をする必要性がある旨
- ・泉翔に対して好意的な感情を持っており、距離感が近くなっていることをリスクと評している旨
- ・自分自身も対応が難しく、より専門性の高い立命館大学教授の村本邦子教授にケースの情報を共有し、スーパービジョンを求めている旨

等の報告を受けておりました。また泉翔に対しては個別に具体的な対応方法等のレクチャーがあり、3月下旬以降は泉翔がこのレクチャーに沿った対応を取るべく努めていたことを記録から確認しております。

このように西井氏にはAさんへの対応で従前より極めて広範にわたってご尽力を頂いておりましたが、Aさんからの要求や迷惑行為が一層苛烈になり始めた時期より、Aさんとの個人的な関係性から疲弊していること、また合わせて個別の事情があるとの理由から、このままの状態では事業検討委員の職務も含めて関わり続けることが困難であると申し出があり、これらの任を全て一度降りられることとなりました。

当法人はAさん本人からは状況の委細等が確認できない中で、第三者への聞き取りを含めて客観的な事実の確認を進めました。その中で、上記「2. 参加者Aさんについて」で示した内容、すなわちAさんの主張とは正反対の、Aさんによる泉翔に対してのつきまとい、身体接触、性的な言動などの数々の行為があったことを把握していくこととなりました。泉翔はこれらの出来事の大半を当法人に対し報告しておらず、当法人はこの際に初めて、泉翔がAさんからこのような行為を受けていたことを把握することになりました。

当時の理事会では今後の対応を協議する中で、泉翔に対し、Aさんとの距離感や対応方法に問題があったのではないかと指摘が上がるとともに、トラブルについて報告をしていなかった事を問題視する指摘もあがりました。また既に生じている泉翔の被害といえる内容については、毅然と対応すべきだとの意見が出ました。しかしながら泉翔からは「まずは何よりもAさんの「傷ついた」と言っているその気持ちに寄り添うのがウィークタイの哲学だ」との主張があり、他理事が何を言ってもこの点揺るぎませんでした。当法人は全面的に納得したわけではありませんが泉翔のこの意見を受け入れる形で、まずはAさんの望む事を聞き取り、寄り添いながら対話の中で解決策を探る対応を取ることとしました。

また当法人は泉翔から、Aさんからのセクハラ抗議があった直後より「このような抗議

があったというその事が、それだけでもう代表を辞めるには十分な理由になるので辞任したい」と、Aさんの傷付きや抱えている気持ちに対しての責任をとる姿勢を示されておりました。しかし当法人としては、事実関係に基づかない辞任は責任の果たし方として不適當であり、誠実な対応ではないとの考えから、これを一度待つように指示した上で、その間に一部の理事らを中心に連日議論を行いました。

なお本説明書面の趣旨から外れるため詳細は省かせていただきますが、この過程では、泉翔を含め、関係する理事や外部専門家、外部アドバイザーにおいて互いに考え方や思いが異なることで不和や衝突が生じる事となりました。またAさんからの過剰な要求が相次ぐ中で複数の理事が疲弊し(私どもは当事者団体で、代表の泉翔や役員も皆何らかの苦しさを抱える当事者です)、業務を続けられなくなる者も出る事態となりました。そのような中で、Aさんの問題対応に奔走していた理事に対し、泉翔が理念や哲学を通すために合意形成を取らず強引な意思決定を下したことがあったことや、泉翔以外の理事においても、感情的な言葉をぶつけたり、冷静な対応ができなくなっていたりした方がいたことなど、組織として不健全な事が多々生じておりました。この点当法人としては、再発防止を考えることとセットで、とりわけ現在も代表理事を務める泉翔の当時の振る舞いについて、心理士を交え、振り返りを行っている途上です。

このような経緯の中で、当法人としてはそもそも出来ることが少なくなっていくという事態に直面しながらも、7月になり、何とかその時の主要なスタッフでできる精一杯の対応をAさんにお伝えさせて頂きました。

5. Aさんの不当要求ないし迷惑行為のエスカレート

こちらからAさんに提案した内容は、セクハラの実事認定はできないという中で、さらにAさんから当法人や泉翔が受けた迷惑行為の責任追及を全て一度保留にし、Aさんの訴えに全力で耳を傾け、寄り添った内容でした。しかしながらAさんはこれを一切受け入れず、それどころかさらに法人の解散や賠償を求めたり、対応していた女性スタッフの個人情報聞き出そうと執拗に連絡をしたり、また泉翔に対する個人的な誹謗中傷をさらに繰り返したりするなど、次々に迷惑行為をエスカレートしていき、私どもが提案させて頂いた内容もその対応に追われ実施することが難しくなっていく状況となりました。

当時の理事会としては外部の弁護士や支援者とも連携をしつつ、なんとか折り合える点を探し、繰り返し何度も話し合いを続けようとしてまいりました。しかしAさんはこの間にも、泉翔に対するストーカー行為によって得た一部の情報を元に、悪意を持って社会的信用や名誉を貶めようとして誹謗中傷を繰り返したり、理事会に対して泉翔に渡すよう苛烈な悪口を送り付けたり、業務妨害行為を繰り返されました。

当法人ではAさんに対して、これらのような行為は刑事罰も伴う可能性があるとは何度も弁護士からの指摘を添えた警告をお伝えしましたが、最終的に聞き入られることはありません

せんでした。

また9月には、当法人の SNS アカウントに不正アクセスがあり、乗っ取り被害がありました。これは A さんが行ったことであるとまだ確定したわけではありません。しかしながら、この時に投稿されていた内容は A さんがこれまでもご自身で流布してきた誹謗中傷と一致するものであったと第三者から確認をしております。A さんはかつて当法人内で行っていた広報のボランティア活動から、SNS に関わる法人の情報を利用できる立場にありましたので、当法人ではこの事件は A さんが何らかに関与したものと想像をしております。この件についても所轄警察署に被害内容を届け出済です。

6. 今後について

当法人ではこの間、外部の専門家の力も借りながら、一貫して対話ベースで A さんとの問題解決のために全力を尽くして来ました。しかしながら A さんからの当法人、ないし泉翔への加害行為はエスカレートし、もはや私どもは自力での解決が不可能な状態となりました。冒頭に記しましたように、現在は刑事事件及び民事事件の両方から、法律的な解決に委ねることとなっております。

またこの間警察からは、安全確保の観点から一部の事業の実施を控えることや、これまで居場所事業の主たる会場として使っていた「とよなかりレーションハウス」の移転についても考えるよう要請を受けており、このような経緯から広報活動や事業の実施が以前のようにとはとても行えない事態となっております。

そのような中にありましてこの度、冒頭の概要でご説明をさせて頂きました通り、大阪地方裁判所より A さんに対し、当法人及び泉翔の主張内容を全て認める形で保全処分が下されることになりました。具体的に A さんに対しては「今後は泉翔に対して連絡を取らないこと、また誹謗中傷をしないこと」、「ウィークタイの事業所に押し掛けないこと、また活動に参加しないこと」、「ウィークタイの参加者に対し、連絡をしたり嫌がらせ行為を行ったりしないこと」といった内容を命ずる処分が下されます。またこの処分に合わせて A さんからは、これらの内容を争わないことや、今後はもう近づかないことを自著で示した文章を受け取っております。

この結果をもちまして、特定非営利活動法人ウィークタイでは、これまで実施困難な状況になっていた諸々の活動や広報を再開していくことを決定し、合わせてそれら経緯のご説明を公式にさせて頂く運びとなりました。

この間にも私どもの活動にご参加、ないしご協力、またご連絡を下さり支えて下さった方々には本当にありがとうございます。代表理事の泉翔自身が一番その思いを強く持っているかと思いますが、法人として、まずこの場でお礼を申し上げます。

そしてあらためてウィークタイでは、皆さんと共に、これからの活動をつくっていききたい

と思っております。私どもは当事者団体としては珍しく 2014 年より特定非営利活動法人の形をとって活動しておりますが、運営に関わる者は今現在も何らかの生きづらさを抱える当事者です。法人の活動による収入で生計を立てている者はひとりもおらず、運営に関わる方は泉翔を含め、皆、何らか自分のしんどさや苦しさを和らげるためにこれらの活動が必要であるから続けています。ウィークタイは今後も引き続き、当事者団体として、自分たちの抱える苦しさやつらさがほんの少しでも軽くなるように願いながら、ささやかな活動を行ってまいります。どうか、よろしく願いいたします。

最後に、今回の件を受けて言及せざるを得ない事ですが、このようなトラブルは誰一人のためにもなりません。泉翔はこの件で持病が悪化し抑鬱状態が続いており、A さんご自身についても精神的に不安定な状態が続いていると A さんの主治医より聞き及んでおります。そして関係者は皆一様に疲弊し、それぞれに傷を負いました。A さんがされた様々な行為は問題です。しかしながら、いずれも A さんがひとりきりで起こした事ではありません。ウィークタイの活動に参加し、泉翔と出会った中で起こった事です。私ども関係者全員に反省すべきことはあり、また直接の当事者となった泉翔自身においては、常々「人間関係の距離の取り方に問題があるのではないか」や「気持ちを尊重し過ぎて事実を軽視しているのではないか」といった指摘をされ続けており、彼自身に反省すべき点はあったはずだと当法人は考えております。また生じてしまったトラブルを、精神保健福祉士や臨床心理士など、当事者団体でありながら専門家を擁する組織基盤があったにもかかわらず、自団体では解決することができず、刑事事件に発展するまで事態を大きくさせてしまいました。このことは大きなしこりとして、今後ウィークタイの中から消えることはありません。活動再開に際しては、これらの中で生じていた課題をひとつひとつ丁寧に洗い出し、全てを整理した上で理解し、現場に関わる方々と対話をしながら今後活かすためのルールやマニュアルとしてまとめ、研修と点検により現場で関わるスタッフ的立場の方々と共有を行ってまいります。今後ウィークタイに関わる方が二度とこのような苦しい思い、つらい思いをすることの無いように、当法人としましては最重要課題として取り組んでまいります。これからの活動を、あらためまして、どうぞよろしく願いいたします。

特定非営利活動法人ウィークタイ

この件のお問い合わせ先：mail@weaktie.org